

## 地域維持型建設共同企業体における技術者の配置について

平成24年7月27日に掲載した「柏市地域維持型建設共同企業体の運用基準」における監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）の配置については、次のとおりです。

### 1 技術者の「専任」について

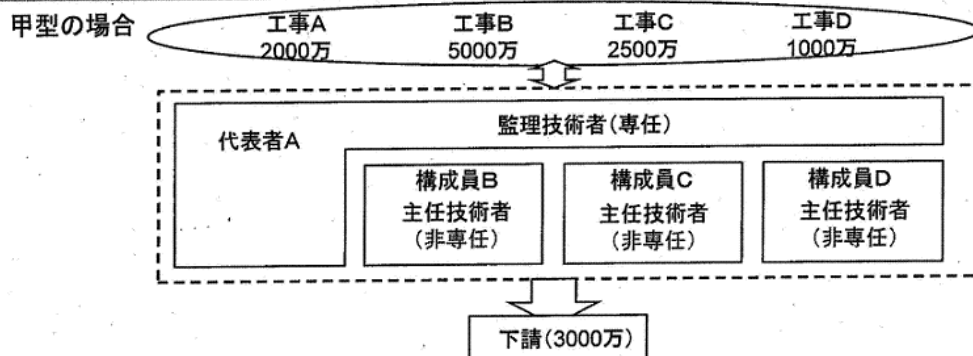
請負金額が2,500万円以上であっても、構成員のうち一社が、（代表者でなくても可）が監理技術者等を専任させる場合は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。（参照）「平成23年12月9日付 国土交通省土地・建設産業局建設業課長発 地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」

（資料1）

#### 地域維持型JVの技術者配置のイメージ

※請負代金2500万円以上  
下請代金3000万円以上の例

国土交通省



（国土交通省 「地域維持型契約方式の導入」より抜粋）

### 2 技術者のCORINSへの登録について

請負金額が2,500万円以上の場合

- ・「専任」の技術者は、CORINSへ登録してください。
- ・「非専任」の技術者は、CORINSへ登録しないことも可とします。

請負金額が2,500万円未満の場合

- ・構成員のうち一社は、技術者をCORINSに登録してください。
- ・その他の構成員が配置する技術者については、CORINSへ登録しないことも可とします。

なお、技術者をCORINSに登録しない場合は、技術者の実績とならないので、ご注意ください。